



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

○長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例

○長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○長崎県技能会館条例を廃止する条例

○長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

○長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例

○長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

所管課（室）名

人 事 課

教 育 政 策 課

人 事 課

障 害 福 祉 課

雇 用 労 働 政 策 課

交 通 局

生 涯 学 習 課

警 察 本 部

条 例

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第27号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	（部分休業をすることができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに</u>おいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員勤務時間条例第16条の規定に基づく特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを与えられている職員又は職員勤務時間条例第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第24条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第13条、市町村立学校職員給与条例第11条又は会計年度任用職

2 職員勤務時間条例第16条の規定に基づく特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを与えられている職員又は職員勤務時間条例第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第13条、市町村立学校職員給与条例第11条又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年

員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第17条、市町村立学校職員給与条例第14条又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第25条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	長崎県条例第3号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第17条、市町村立学校職員給与条例第14条又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第25条 第14条の規定は、部分休業について準用する。
---	---

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第26条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「<u>申出職員</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「<u>請求等</u>」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第26条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「<u>対象職員</u>」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第20条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職

員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 略 （勤務環境の整備に関する措置） 第19条の4 略	2 略 （勤務環境の整備に関する措置） 第20条の3 略

（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

第3条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、 <u>第19条の2、第19条の3並びに第19条の4中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、 <u>第20条の2並びに第20条の3中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。</u>

- 附 則
（施行期日）
- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第28号

- 長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例
（趣旨）
- 第1条 この条例は、警察職員その他県に勤務する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対する賞じゅつ金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- （賞じゅつ金の支給）
- 第2条 賞じゅつ金は、職員が危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できたにもかかわらず、これを顧みることなく、その職務を遂行したことによって危害又は災害を受け、そのため死亡し、障害（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項及び第5項から第7項までに規定する障害等級に該当する程度

の障害をいう。以下同じ。)を有することとなり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、功労があると認められるときに支給するものとする。

(賞じゅつ金の種類及び額)

第3条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び傷病者賞じゅつ金とする。

2 殉職者賞じゅつ金は、職員が死亡した場合において、その遺族に支給するものとし、その額は、別表第1に定めるところによる。

3 前項の遺族の範囲、順位等は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号）第2条の2に定めるところによる。

4 障害者賞じゅつ金は、職員が障害を有することとなった場合において、当該職員に支給するものとし、その額は、別表第2に定めるところによる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、職員が上司の命を受け、特に生命の危険が予想される職務に従事する場合において危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できたにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより危害又は災害を受け、そのため死亡し、又は障害を有することとなり、かつ、その職員の功労が抜群で一般の模範となると認められるときは、別表第1又は別表第2に定める額に当該額（別表第2の備考の規定により加算して得られる額を含む。）の10割以内の額を加算することができる。

6 傷病者賞じゅつ金は、職員が疾病にかかり、又は負傷し、その程度が第4項の規定の適用を受けるに至らない場合において、当該職員に支給するものとし、その額は、別表第3に定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

殉職者賞じゅつ金

区分	金額
抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	25,200,000円以上 30,000,000円以下
特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000円以上 18,700,000円以下
多大の功労があると認められる者	4,900,000円以上 13,600,000円以下

別表第2（第3条関係）

障害者賞じゅつ金

障害の等級	区分及び金額		
	抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	特に顕著な功労があると認められる者	多大の功労があると認められる者
第1級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第2級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円
第3級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第4級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第5級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第6級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第7級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円

第8級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
第9級及び 第10級	3,100,000円以上 5,300,000円以下	2,000,000円以上 2,400,000円以下	1,300,000円
第11級及び 第12級	2,000,000円以上 3,100,000円以下	1,700,000円以上 2,000,000円以下	900,000円
第13級及び 第14級	2,000,000円以下	1,700,000円以下	900,000円以下

備考 抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であって障害の等級が第1級に該当するものについては、1,900,000円を加算することができる。

別表第3（第3条関係）

傷病者賞じゅつ金

療養期間	金額
6月以上の場合	900,000円
3月以上6月未満の場合	660,000円
1月以上3月未満の場合	460,000円
2週間以上1月未満の場合	230,000円

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第29号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年長崎県条例第12号）第7条の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第62条の4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。 （1）管理者 （2）就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。） 2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。	（職員の配置の基準） 第62条の4 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県技能会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第30号

長崎県技能会館条例を廃止する条例

長崎県技能会館条例（昭和48年長崎県条例第60号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第31号

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（使用料）

第2条 略

2 前項の使用料の種別は、乗合旅客運賃、貸切運賃及び小荷物運賃並びに貸切料金及び運輸に関する料金とする。

3 略

4 前項に規定する定期旅客運賃は、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃とする。

5 略

（乗合旅客運賃の基準額）

第3条 乗合旅客運賃の基準額は、1キロメートル当たり43円00銭の範囲内（次に掲げる場合を除く。）において規則で定める。

(1)～(3) 略

2 前項第1号の場合において、特殊区間制に基づく運賃は、次の各号に掲げる範囲内において規則で定める。

(1) 1区 220円

(2) 2区 230円

(3) 3区 280円

(4) 4区 290円

3 略

（定期旅客運賃）

第6条 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の額は、次の表の左欄に掲げる運賃の種別に従い同表の中欄に掲げる区分ごとに、大人の普通旅客運賃に推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額からその額に同表の右欄に掲げる割引率以上（国土交通大臣の認可を得た割引率を上限とする。）を乗じて得た額を控除した額とする。

定期旅客運賃の種別	区分	割引率		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月
通勤定期旅客運賃	大人	0.25	0.2875	0.40
通学定期旅客運賃	大人	0.45	0.4775	—

改正前

（使用料）

第2条 略

2 前項の使用料の種別は、乗合旅客運賃、定期観光運賃、貸切運賃、特定輸送運賃及び小荷物運賃並びに貸切料金及び運輸に関する料金とする。

3 略

4 前項に規定する定期旅客運賃は、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃、片道通学定期旅客運賃及び通勤通学定期旅客運賃とする。

5 略

（乗合旅客運賃の基準額）

第3条 乗合旅客運賃の基準額は、1キロメートル当たり33円00銭の範囲内（次に掲げる場合を除く。）において規則で定める。

(1)～(3) 略

2 前項第1号の場合において、特殊区間制に基づく運賃は、190円の範囲内において規則で定める。

3 略

（定期旅客運賃）

第6条 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、次の表の左欄に掲げる運賃の種別に従い同表の中欄に掲げる区分ごとに、大人の普通旅客運賃に60（片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額からその額に同表の右欄に掲げる割引率以上（国土交通大臣の認可を得た割引率を上限とする。）を乗じて得た額を控除した額とする。

定期旅客運賃の種別	区分	割引率		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月
通勤定期旅客運賃 片道通勤定期旅客運賃	大人	0.25	0.2875	0.45
通学定期旅客運賃 片道通学定期旅客運賃	大人	0.45	0.4775	—
団体発売通勤定期旅客運賃	大人	0.30	0.3350	0.50

2 通勤定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通勤定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.60以下を乗じて得た額を加算した額とする。

3 通学定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.20以下を乗じて得た額を加算した額とし、乗車区間が20キロメートルを超える場合は、20キロメートルの通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、推定乗車回数（1箇月60）を乗じて得た額に、0.10以下を乗じて得た額を加算した額とする。

4 小児又は幼児に係る定期旅客運賃、片道通勤定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、前3項の規定による大人の定期旅客運賃の額の半額とする。

第8条 略

2 通学回数旅客運賃については、その23パーセント以上の額（国土交通大臣に届け出た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

3 往復乗車券を使用して乗車する者に係る普通旅客運賃については、その7パーセント以上の額（国土交通大臣に届け出た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。
（小荷物運賃）

第9条の2 小荷物運賃の額は、大人の普通旅客運賃の額とする。
（手数料）

第14条 乗車券類の書替え若しくは再発行又は使用料の払戻しを受けようとする者は、次の表に定める範囲内において、国土交通大臣の認可に基づき管理者が定める手数料を支払わなければならない。

区分		金額
定期乗車券の書替え又は再発行		520円以内
特殊回数乗車券の再発行		220円以内
使用料の払戻し	普通乗車券	110円以内
	回数乗車券	220円以内
	定期乗車券	520円以内

2 通勤通学定期旅客運賃の額は、乗車区間の通勤定期旅客運賃の額と通学定期旅客運賃の額との合計額に全区間往復乗車の場合は2分の1を、その他の場合は4分の1を乗じて得た額とする。

3 通勤定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃及び片道通勤定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超える場合は、15キロメートルの通勤定期旅客運賃、団体発売通勤定期旅客運賃及び片道通勤定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃が10円増すごとに、その10円に60（片道通勤定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に、0.60以下を乗じて得た額を加算した額とする。

4 大人に係る通学定期旅客運賃及び片道通学定期旅客運賃の額は、乗車区間が15キロメートルを超え20キロメートルまでの場合は、15キロメートルの通学定期旅客運賃又は片道通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、その10円に60（片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に0.20以下を乗じて得た額を加算した額とし、乗車区間が20キロメートルを超える場合は、20キロメートルの通学定期旅客運賃又は片道通学定期旅客運賃の額に、大人の普通旅客運賃の額が10円増すごとに、その10円に60（片道通学定期旅客運賃については30）を乗じて得た額に0.10以下を乗じて得た額を加算した額とする。

5 小児又は幼児に係る定期旅客運賃の額は、第1項及び第3項の規定による大人の定期旅客運賃の額の半額とする。

第8条 略

2 通学回数旅客運賃については、その23パーセント以上の額（国土交通大臣の認可を得た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。

3 往復乗車券を使用して乗車する者に係る普通旅客運賃については、その7パーセント以上の額（国土交通大臣の認可を得た割引率を乗じて得た額を上限とする。）を減額できるものとする。
（定期観光運賃、特定輸送運賃及び小荷物運賃）

第9条の2 定期観光運賃、特定輸送運賃及び小荷物運賃の額は、国土交通大臣の認可に基づき規則で定める。
（手数料）

第14条 乗車券類の書替え若しくは再発行又は使用料の払戻しを受けようとする者は、次の表に定める手数料を支払わなければならない。

一般市内線及び県内高速バス

区分		金額
定期乗車券の書替え又は再発行		500円
特殊回数乗車券の再発行		200円
使用料の払戻し	普通乗車券	110円
	回数乗車券	200円
	定期乗車券	500円

県外行き高速バス

区分		金額
特殊回数乗車券の再発行		210円
使用料の払戻し	普通乗車券	110円

回数乗車券

210円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に締結された契約に基づく運賃及び料金については、なお従前の例による。

長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第32号

長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例

(長崎県立佐世保青少年の天地条例の一部改正)

第1条 長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(開館日) 第6条 青少年の天地は、 <u>知事の承認を得て指定管理者が定める日</u> （以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。</u> (利用料金) 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が青少年の天地と規模、形態、提供するサービス等において類似の施設の同種料金と比較して、 <u>著しく乖離しないものであると認めるときは、承認をするものとする。</u> 5 略	(開館日) 第6条 青少年の天地は、 <u>12月28日から翌年の1月5日まで</u> （以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 <u>ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。</u> (利用料金) 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が青少年の天地と規模、形態等において類似の <u>青少年教育施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。</u> 5 略

(長崎県立少年自然の家条例の一部改正)

第2条 長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
長崎県立世知原少年自然の家条例 (設置) 第1条 恵まれた自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、 <u>長崎県立世知原少年自然の家</u> （以下「少年自然の家」という。）を <u>佐世保市</u> に設置する。 (開館日)	長崎県立少年自然の家条例 (設置) 第1条 恵まれた自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、 <u>長崎県立少年自然の家</u> （以下「少年自然の家」という。）を設置する。 2 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>長崎県立千々石少年自然の家</td><td>雲仙市</td></tr><tr><td>長崎県立世知原少年自然の家</td><td>佐世保市</td></tr></table> (開館日)	名称	位置	長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市	長崎県立世知原少年自然の家	佐世保市
名称	位置						
長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市						
長崎県立世知原少年自然の家	佐世保市						

第6条 少年自然の家は、<u>知事の承認を得て指定管理者が定める日</u>（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>必要があると認めるときは</u>、知事の承認を得て、<u>臨時に休館日に開館し</u>、又は休館日以外の日に休館することができる。 （利用料金） 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が少年自然の家と規模、形態、<u>提供するサービス等</u>において類似の施設の同種料金と比較して、<u>著しく乖離しないものであると認めるときは</u>、承認をするものとする。 5 略	第6条 少年自然の家は、次の各号に掲げる日（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 (1) <u>毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、その翌日）</u> (2) 12月28日から翌年の1月5日まで 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>やむを得ない事由があるときは</u>、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。 （利用料金） 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が少年自然の家と規模、形態等において類似の<u>青少年教育施設</u>の同種料金と比較して、<u>均衡のとれたものであると認めるときは</u>、承認をするものとする。 5 略
--	--

（長崎県立青年の家条例の一部改正）

第3条 長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（開館日） 第6条 青年の家は、<u>知事の承認を得て指定管理者が定める日</u>（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>必要があると認めるときは</u>、知事の承認を得て、<u>臨時に休館日に開館し</u>、又は休館日以外の日に休館することができる。 （利用料金） 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が青年の家と規模、形態、<u>提供するサービス等</u>において類似の施設の同種料金と比較して、<u>著しく乖離しないものであると認めるときは</u>、承認をするものとする。 5 略	（開館日） 第6条 青年の家は、次の各号に掲げる日（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。 (1) <u>毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、その翌日）</u> (2) 12月28日から翌年の1月5日まで 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>やむを得ない事由があるときは</u>、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。 （利用料金） 第10条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が青年の家と規模、形態等において類似の<u>青少年教育施設</u>の同種料金と比較して、<u>均衡のとれたものであると認めるときは</u>、承認をするものとする。 5 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第33号

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例（平成6年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(支給品の品目、員数及び使用期間) 第2条 略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、 <u>原則として、冬服及び夏服ズボンにあっては2着、夏服上衣及び制服用ワイシャツにあっては5着、ネクタイにあっては2個とする。</u> 3 略	(支給品の品目、員数及び使用期間) 第2条 略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、 <u>合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。</u> 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミッド
印刷